

平成17年度および平成18年度において国債整理基金が行う買入消却に国債の借換引受けによらず応じるための国債売却実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、平成17年度または平成18年度において、国債整理基金が行う買入消却に国債の借換引受けによらず応じるための国債の売却に関する基本的事項を定める。

2. 売却日

(1) 平成17年度中

平成18年3月の国債整理基金が入札により行う買入消却に係る国債買入（以下「国債買入」という。）の実施日において実施する。

(2) 平成18年度中

毎月、国債買入の実施日において実施する。

3. 売却銘柄

(1) 平成17年度

平成18年度中および平成19年度中に償還期限の到来する利付国債のうち、財務省から要請のあった銘柄の中から、本行の保有残高、売却に伴う損益の動向等を勘案して決定する。

(2) 平成18年度

平成19年度中および平成20年度中に償還期限の到来する利付国債のうち、財務省から要請のあった銘柄の中から、本行の保有残高、売却に伴う損益の動向等を勘案して、売却の都度決定する。

4. 売却金額

(1) 平成17年度

額面総額1兆4,000億円（平成18年度中に償還期限の到来する利付国債の額面総額が7,000億円、平成19年度中に償還期限の到来する利付国債の額面総額が7,000億円）とする。

(2) 平成18年度

イ、年度中の売却金額は、額面総額5兆5,000億円（平成19年度中に償還期限の到来する利付国債の額面総額が2兆7,500億円、平成20年度中に償還期限の到来する利付国債の額面総額が2兆7,500億円）とする。

ロ、毎月の売却金額は、売却の都度決定する。

5. 売却価格

売却価格は、市場実勢相場および国債買入の入札における買入平均利回較差に基づき、銘柄ごとに算出する。

（附則）

この実施要領は、平成17年12月20日から実施し、平成19年3月31日限り廃止する。